

# 綾瀬市自治基本条例策定検討委員会だより



第1号

発行日 平成18年9月26日

編集・発行：綾瀬市自治基本条例策定委員会事務局（綾瀬市企画部企画課自治交流担当）

〒綾瀬市早川550 TEL：70-5686 FAX：70-5701 E-Mail：su1110@city.ayase.kanagawa.jp

自分のまちのことは自分たちで決める！



## 綾瀬市自治基本条例策定検討委員会が設置されました。

市役所窓口棟3階315会議室で、平成18年8月29日（火）午後6時から、第1回綾瀬市自治基本条例策定検討委員会が開催されました。

委員会は、学識委員2名、公募市民27名（市職員を含む。）

合計29名で設置されました。

笠間市長は、あいさつの中で「国では法律がどんどん出ていますが、それは全国を対象にした法律です。これからは、その地方、地方にあったやり方をしていかなければいけない時期

に来てると、私は思っています。」と話されました。

住んで良かった。住んでみたいまち「綾瀬」にするために、市民と行政との関わり方を定める条例案づくりに、あなたも是非、参加・参画してください。

## 市民「手づくり条例」案に、あなたの意見を！！

あなたの意見が  
反映されます。



思ったこと、感じたことなどを市民電子会議室に書き込む。

学習会「や記念講演会」、そして「策定検討委員会」の会議記録等を確認する。

「学習会」や「記念講演会」ををクリックし、「自治基本条例」を開く、又は「新着情報」の「自治基本条例」を開く。

「綾瀬市」を検索し、市のホームページを開く。

契約している「プロバイダー」を開く。

パソコンの電源を入れる。

「市民電子会議室」  
アクセス方法

市ホームページアドレス <http://www.city.ayase.kanagawa.jp/>



第2回 策定検討委員会は、9月11日(月)午後6時から開催されました。今回から4グループに分かれ、討議が始まりました。テーマは、いま「自治」が求められているのは何故か、その理由〔1〕-市民が「自治」

をすることがなぜ必要か - ということについて検討するため、討論しやすい入り方として「綾瀬市の長所、特徴、課題 市役所に対する要望」という論点で話し合いました。討論内容については、市ホームページをご覧ください。そして、「私はこう思う」という御意見がありましたら、是非、「市民電子会議室」で発言してください。策定検討委員会では、皆さんの御意見をお待ちしています。

## 委員に聞きました！グループ討論の感想は？

「綾瀬の長所・特徴・課題」といっても多種多様だと思いました。しかし、皆感じていることは、同じようなことなので、今後が楽しみです。

ワークを楽しく行うことができました。皆様の前向きな姿勢に好感が持て、また次が楽しみになりました。

第1回目の会議(第2回目の集会であります)が討議ということもあり、おだやかに進行されたと思います。今後、テンションが下がっていかなければ良いと思います。良いところ、悪いところを出し合ったのですが、良いところはともかく、悪いところはどのようにしていくのか? 「役所に対策をお願い」では何の意味もありません。その点について次回以降は話していかなければと思います。

初めての討議であったが、全体的にスムーズに進行ができた。次回のテーマ「市役所に対しての要望がどのようなものなのか。」

とても重荷になっていましたが、皆さん、それぞれに率直な意見を出され、身近な問題から入ったので少し安心しました。

紙面の都合で全員分を掲載していません。  
御了承下さい。(一部抜粋。)

初めての会議にもかかわらず、内容がまとまり、話もしやすかったです。

条例に結びつきとなる名言が思い浮かぶか? 自信もないが、もやもやしていることも確かである。人が集まると何とかなるもんだと感ずるように思えた。

グループに分かれての意見交換、大変おもしろかったです。考えていなかった事など、気がつく事がありました。

ネット上で広く公開願いたい。時間や子守りなどの事情で委員にならなかった人々にも参加の機会をぜひ!

綾瀬について知らない所を知ることができた。自治基本条例について、私は未だ理解度が非常に低いのですが、今後、勉強会みたいなのができたら嬉しいです。

日頃、思っていた事が皆も同じように感じていたので、少し、この会議を続けて行けそうです。最初、とてもかたい印象を受け、主婦感覚で付いて行けるか心配でしたので。

第3回 委員会を9月25日に開催しました。内容については、次号又は市ホームページでお知らせします。10月は、16日(月)と30日(月)に開催予定です。傍聴も可能ですので、事務局(企画課)までお知らせください。

